

「医療費のお知らせ」交付申請書 (令和6年分申請用)

公立学校共済組合大阪支部長 様

下記対象者について「医療費のお知らせ」の交付を申請します。

組合員等記号・番号	公立阪	※組合員証右上の番号等(10桁)を記入してください
所属所名 (電話番号)	※ 任意継続組合員の場合は記入不要です (TEL — —)	
組合員氏名 (電話番号)	(TEL — —)	
対象者氏名	★ 交付申請する対象者全員の氏名(組合員本人を含む)を記入してください。 (対象者全員の「組合員証」又は「被扶養者証」の写しを添付してください。)	
交付申請期間	平成 年 月 診療分から 現在発行できる最新の診療分 まで 令和 (注意事項) 「医療費のお知らせ」は令和2年1月診療分から交付が可能です。 なお、確定申告(医療費控除)に使用される場合、「医療費のお知らせ」に記載される診療期間は令和6年12月診療分までとなります。 また、申請の際は、別添(次ページ)も参照してください。	
使用目的 (提出先)	※ 具体的に記入してください (提出先)	
送付先	※ 当共済組合が保有する組合員の登録住所へ送付します。	
※ 資格喪失(退職)者は、右記へ送付先住所を記入してください。	※ 資格喪失(退職)者のみ記入 〒 —	

添付書類

- ・ 交付申請をする対象者全員の「組合員証」又は「被扶養者証」の写し
※資格喪失(退職)された方は、現在の「保険証」の写しを添付してください。

なお、令和6年12月2日以降の健康保険証の新規発行終了に伴い、「組合員証(保険証)等」の発行を受けていない方は、「資格確認書」又は「資格情報のお知らせ」の写しを添付してください。

上記書類のいずれも添付できない場合は、マイナンバーカードの写し【表面(顔写真のある面)のみ】を添付してください。

【「医療費のお知らせ」交付申請における留意事項】

- ① 「医療費のお知らせ」交付申請書の到着から発送まで、約2週間を要します。
- ② 「医療費のお知らせ」に記載される診療期間
「医療費のお知らせ」は保険医療機関から届く診療報酬明細書(レセプト)を基に作成しています。
この診療報酬明細書(レセプト)が当共済組合へ到着するのは、診療月の3か月後となるため、直前に保険医療機関を受診した場合や保険医療機関からの請求が遅れている場合など、医療費のお知らせに記載されないものがありますので予めご了承ください。
- ③ 確定申告(医療費控除)の手続きについては、国税庁のホームページでご確認いただくか、最寄りの税務署へお問い合わせください。

申請方法

「医療費のお知らせ」交付申請書と添付書類(※)を下記まで送付してください。

- (※) 交付申請する対象者全員の「組合員証」又は「被扶養者証」の写し
資格喪失(退職)された方は、現在の「保険証」の写し

なお、令和6年12月2日以降の健康保険証の新規発行終了に伴い、「組合員証(保険証)等」の発行を受けていない方は、「資格確認書」又は「資格情報のお知らせ」の写しを添付してください。

上記書類のいずれも添付できない場合は、マイナンバーカードの写し【表面(顔写真のある面)のみ】を添付してください。

送付先・お問い合わせ先

〒540-8571 大阪市中央区大手前2丁目

公立学校共済組合大阪支部 医療担当

06-6941-2867(直通)